

貼付欄
収入印紙

(契約第 号)

課長	係長	取扱者

物品売却契約書

1 件 名

2 契約金額

	千	百	十	万	千	百	十	円
--	---	---	---	---	---	---	---	---

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

3 売払期限 令和 年 月 日

4 引渡場所 別紙仕様書のとおり

5 契約保証金 免除

令和 年 月 日

発注者(甲) 練馬区

住所

買受者(乙)

氏名

印

練馬区は、上記物品を上記金額で売却するについて練馬区を甲とし、買受者を乙として裏面の契約条項により契約を締結する。

甲と乙とは、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

(契約金額の納付)

第1条 乙は、契約金額を甲の発行する納入通知書の納付期限までに納付しなければならない。

(所有権の移転)

第2条 物件の所有権は、乙が契約金額を納付した後において物件を甲から乙に引き渡したときに、乙に移転するものとする。

(契約不適合責任)

第3条 甲は、目的物の引渡し後は、引き渡された目的物が種類、品質または数量に関してこの契約の内容と適合しないことにつき担保の責任を負わないものとする。

(引取期限延期の承認)

第4条 乙は、指定の期限内に物件を引き取ることができなくなった場合には、その都度遅滞なくその理由および遅延日数を詳記して甲に届け出、延期の承認を求めるものとする。

(遅延違約金)

第5条 契約金額の納付につき納付期限を徒過した場合には、乙は遅延日数に応じ契約金額に法定利率を乗じた金額を違約金として甲に納付するものとする。

2 前項の規定は、第4条の承認を得た場合においても適用することができる。

(保証金の還付)

第6条 保証金は物件引取り後、乙の請求を受けた日から30日以内にこれを還付するものとする。ただし、特別の理由のある場合においてはこの限りではない。

(協議解除)

第7条 甲は、必要があるときは乙と協議のうえ、契約内容の変更、中止または解除をすることができる。

2 乙は、前項の中止期間が引き続き3か月以上に及ぶときは、甲と協議の上この契約の全部または一部の解除をすることができる。

3 甲は、契約の全部または一部の解除をした場合において、乙に損害が生じることがあってもその責任を負わないものとし、納付金および保証金は、乙の請求により、これを還付するものとする。

(甲の解除権)

第8条 甲は、乙がつぎの各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 第4条に定めるほか、乙が期間内に契約を履行しないとき、または履行する見込みがないとき、甲が認めたとき。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当したとき。

(3) 前各号のほか、乙がこの契約条項に違反したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第8条の2 乙は、つぎの各号のいずれかに該当する場合においては、契約金額総額（契約金額が単価であり、予定数量が甲から乙に示されている場合は、各単価に予定数量を乗じたものに消費税等を勘案した金額を契約金額とみなす。）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、検査に合格した履行部分があるときは、契約金額総額から当該履行部分に対する契約金額相当額を控除した額の10分の1に相当する額を違約金とする。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、または、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 つぎの各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金または担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(権利の譲渡等)

第9条 乙は、この契約から生じる権利義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(暴力団等の排除)

第10条 この条において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員等 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員および暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (3) 個人または法人の役員もしくは使用人 個人事業主、法人の代表者および法人の役員（役員として登記または届出されてないが実質上経営に関与している者を含む。）または支店もしくは営業所を代表する者および直接雇用契約を締結している正社員をいう。
- 2 甲は、乙がつぎの各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除するものとする。
- (1) 個人または法人の役員もしくは使用人が、暴力団員等であるときまたは暴力団員等が経営に実質的に関与しているとき。ただし、使用人については、乙が暴力団員等であることを知らずに直接雇用契約を締結している正社員であった場合はこの限りではない。
- (2) 個人または法人の役員もしくは使用人が、業務に関し不正に財産上の利益を図るため、または第三者に損害を加えるために暴力団または暴力団員等を利用したと認められるとき。
- (3) 個人または法人の役員もしくは使用人が、暴力団または暴力団員等に対して、直接もしくは間接的に金銭、物品その他の財産上の利益を与え、便宜を供与し、または暴力団の維持もしくは運営に協力したと認められるとき。
- (4) 個人または法人の役員もしくは使用人が、暴力団または暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- (5) 個人または法人の役員もしくは使用人が、下請契約、資材・原材料の購入契約その他自らが行う契約に当たり、その契約の相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。
- 3 乙が前項各号のいずれかに該当したときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払うものとする。この場合において、契約金額が単価であり、予定数量が甲から乙に示されているときは、各単価に予定数量を乗じたものに消費税等を勘案し

た金額を契約金額とみなし、その100分の10に相当する額を違約金とする。

- 4 乙は、当該契約を下請負させる場合または再委託する場合は、「下請負人または再委託先が第2項各号に該当することが判明した場合は当該契約を解約または解除できる。」旨を下請負または再委託契約に定めなければならない。
- 5 乙は、この契約の履行に当たり練馬区契約における暴力団等排除措置要綱（平成22年8月2日22練総経第335号）第4条に基づく入札参加除外措置を受けている者にこの契約の下請負（二次以降の下請負を含む。以下同じ。）をさせまたは委託を行ってはならない。また、乙は、この契約の下請負または受託をさせた者（以下「下請負人等」という。）が契約履行期間中に入札参加除外措置を受けた場合は、速やかに下請負人等との契約の解除をしなければならない。
- 6 乙は、この契約の履行に当たり暴力団または暴力団員等からに限らず、履行妨害や下請参入等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかにこの契約にかかる甲の担当者（以下「担当者」という。）に報告するとともに、警視庁へ届出を行わなければならない。また、乙は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに担当者へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。これらを怠った場合には、甲は、乙に指名停止措置を行うことがある。
- 7 乙は、前項の規定による報告および届出により、甲が行う調査および警察が行う捜査に協力しなければならない。
- 8 第2項各号に該当する疑義が乙に生じた場合に限り、甲は、警視庁と該当の可否に関する情報の交換を行うことができる。

（協議）

第11条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議し、定めるものとする。